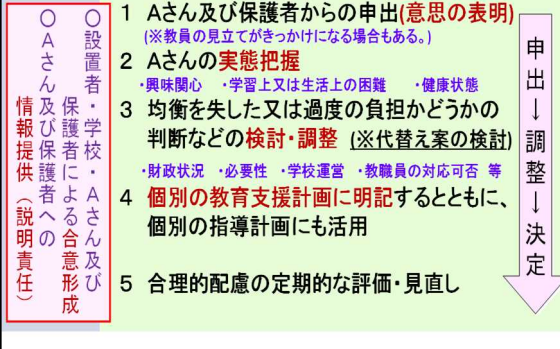


## 4 合理的配慮の提供と一人一人を大切にされた教育の推進

### 合理的配慮 決定へのプロセス

(文科省資料一部改変)

一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定される



### (1) 合理的配慮提供までのプロセス

合理的配慮提供までの基本的な流れは、次のとおりです。

- ① 文書または保護者会等での保護者への周知
- ② 本人・保護者からの意思の表明(申出)の收受
- ③ 調整(合意形成)の実施
  - ・校内で検討(均衡を失した、又は過度の負担でないか、実施可能か)
  - ・保護者との合意形成(建設的な対話<代替案の提示等>)
- ④ 決定・提供
  - ・個別の教育支援計画へ明記し、ツールとして活用
- ⑤ 評価・柔軟な見直し(修正)
  - ・十分な教育が提供できているかという視点で評価
  - ・適切な支援の継続のために引継ぎ等に活用

なお、合意形成が困難な場合の相談窓口については、校内で共通理解しておき、保護者からの相談に対応できるようにしておくことが重要です。

### 合理的配慮提供の検討に当たっての基本的な考え方

合理的配慮 reasonable accommodation  
→ 「理にかなった変更・調整」

本人・保護者の意思の表明を受けて、合意形成を図りつつ、合理的配慮の検討・決定

#### (検討事項例)

- ・何のために、その合理的配慮を提供するのか。
- ・必要とされる合理的配慮は何か。
- ・何を優先して提供する必要があるか。
- ・体制面、財政面から均衡を失した、又は過度の負担になっていないか。
- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか。
- ・その合理的配慮の内容が、法令違反になっていないか。

検討の結果、理にかなっていない場合は、本人・保護者からの要望のあった内容について、提供できない場合もある。その場合は、引き続き、十分な情報提供を行うとともに、子どもに十分な教育を提供する視点から、代替の合理的配慮等について、合意形成を図っていくことが重要。

### (2) 校内における検討

校内で、合理的配慮の提供について検討する場合には、以下の事柄に留意する必要があります。

- ① 児童生徒等にとって必要とされる合理的配慮であるか。
- ② 何を優先して提供する必要があるか。
- ③ 体制面、財政面から均衡を失した又は過度の負担になっていないか。
- ④ 教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか。
- ⑤ その合理的配慮の内容が、法令違反になっていないか。

校内での検討の結果、「均衡を失した又は過度の負担」があり、実施可能でないと判断した場合には、合理的配慮が提供できない場合もあります。しかしながら、十分な教育を提供するとの観点から、保護者への情報提供を十分に行いつつ、代替案を提示する等、建設的な対話を進めていく必要があります。

### 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)から

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

#### (1) 「合理的配慮」について

##### Q6 決定方法について

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

また、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用について、一層の質の向上を図っていく必要がある。

### (3) 合理的配慮の内容と個別の教育支援計画

保護者との合意形成を経て決定した合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画へ明記し、校内連携及び学校間連携(引継ぎ)のツールとして活用することが重要です。

これにより、児童生徒等にとって有効な支援が途切れることなく継続され、十分な学びを保障することにつながります。また、保護者としては、学校に対して同じ話を繰り返す必要がなくなり、時間的・心理的余裕が生じることにつながる可能性があります。

なお、個別の教育指導計画は個人情報が含まれた資料となるため、取扱い及び保管には十分に配慮するとともに、個別の教育支援計画の移行(引継ぎ)には、保護者の同意のもとに行う必要があります。

### (参考)学校における合理的配慮の例

(文科省資料一部改変)

<p><b>視覚障害(弱視)のAさん</b> 【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。 ○廊下側の前方の座席 ○教室の照度調整のためにカーテンを活用 ○弱視レンズの活用</p>	<p><b>肢体不自由のBさん</b> 【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。 ○教室を1階に配置 ○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置 ○車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消</p>
<p><b>学習障害(LD)のCさん</b> 【状態】書くことが苦手、特にノートテイクが難しい。 ○板書計画を印刷して配布 ○デジタルカメラ等※による板書撮影 ○ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音 (※データの管理方法等について留意)</p>	<p><b>聴覚障害(難聴)のDさん</b> 【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。 ○教室前方・右手側の座席配置(左耳の聴力を生かす) ○FM補聴器の利用 ○口形をハッキリさせた形での会話(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)</p>
<p><b>養育のEさん</b> 【状態】病気のため、他の子どもと同じように運動することができない。 ○体育等の実技において、実施可能な課題を提供</p>	<p><b>知的障害のFさん</b> 【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。 ○話し言葉による要点を簡潔な文字にして標記することにより、記憶を補助する。</p>

### (4) 合理的配慮の例

校内で提供できる合理的配慮の例が文部科学省から示されています。この他にも、国立特別支援教育総合研究所のホームページ内の「インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)」には、障害種・学年・在籍学級別に180件を超える提供例(平成28年9月1日現在)が示されています(「インクルDB」との入力で検索可能)。また、文部科学省が発行(平成25年10月)している「教育支援資料」にも、障害種別に「合理的配慮」の観点が見られますので、参考にすることが可能です。(文部科学省のホームページに掲載中)

### (5) 障害者差別解消法の施行に向けて

「障害者差別解消法」においては、「障害を理由とする差別の禁止」とともに、本人・保護者の意思の表明に基づく「合理的配慮」の提供が、法令上公立学校等には義務化されていることを踏まえた対応をする必要があります。

対応すべき点については、左図に示したとおりですが、何よりも、合理的配慮等に関する相談体制(相談窓口も含む)の整備を含めた校内体制の構築が重要となります。

なお、合理的配慮の背景・趣旨に加え、合理的配慮の否定は「差別」になること等を正しく理解するとともに、従来からの教育資源を最大限活用しつつ、共生社会の形成に向けた教育活動を創造することが肝要です。

#### 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向けて

「障害を理由とする差別の禁止」はもちろんであるが、公立学校等においては、本人・保護者の意思の表明に基づく「合理的配慮」の提供が、法令上義務化(私立学校は努力義務)されることを踏まえた対応をする必要がある。

#### 【対応例】

- ・合理的配慮等に関する正しい理解のための研修の実施
- ・校内体制の整備
- ・本人、保護者への丁寧な情報提供
- ・学校の教育方針等への反映
- ・教育課程編成上の留意事項等への反映
- ・合理的配慮等に関する相談体制(相談窓口も含む)の整備
- ・合理的配慮等の事例の収集や蓄積

#### 【合理的配慮を踏まえた教育活動の展開】

- (1) 合理的配慮の背景、趣旨及び合理的配慮の否定は差別になること等を正しく理解すること。
- (2) 合理的配慮の概念を踏まえた授業を行うこと。
- (3) 従来からの教育資源を最大限工夫活用すること。
- (4) 共生社会の形成に向けた教育活動を創造すること。

### (6) 共生社会の形成

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。

それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。

このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題であると言えます。

共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

